

ライフケア花みずき小規模多機能型居宅介護施設・  
介護予防小規模多機能型居宅介護施設利用者負担金表

(1)利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく利用者負担金は、原則として次のとおりです。また、利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その設定に基づいた負担額となります。

介護保険（一割負担）							
介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	4,498円	8,047円	11,505円	16,432円	23,439円	25,765円	28,305円

※通い、宿泊及び訪問(介護保険費用分)のすべてを含んだ1か月単位の費用の額で、利用者料金は利用内容に関係なく1か月ごとの定額です。

※月途中から登録又は登録を終了した場合は、登録した期間に応じて日割りの料金をお支払いただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用者当事業所の利用契約を終了した日

(2)加算

加算の種類	加算の内容	加算額
初期加算	利用者が新規に登録及び30日以上入院後再び利用開始した場合、30日の加算	1日につき 30円
認知症加算(Ⅰ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、若しくは行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に加算 ※介護予防は除く	1月につき 800円
認知症加算(Ⅱ)	要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者に加算 ※介護予防は除く	1月につき 500円
看護職員配置加算	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合 ※介護予防は除く	1月につき 700円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	職員研修が実施され、介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上の場合	1月につき 500円

介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員の賃金の改善等を実施する場合、算定する加算	1 月基本サービス費と加算合計の4, 2%
-------------------	---------------------------	-----------------------

(3)食費及び宿泊費

区 分	利用料		
食 費(1日 1,380 円)	朝食 350円	昼食 550円	夕食 500円
特別食	行事等での特別食 700円		
宿泊費(1泊につき)	1, 600円		

※食費は、原則4時間前までにキャンセルをいただいた場合は、食費はいただきませんが、4時間以内のお申し出の場合は食費の負担をお願いします。(宿泊費は除く)

(4)その他の費用

区 分	利用料
おむつ代	実費
日常生活品の購入代行	購入依頼のあった日用品を購入するのに要した金額の実費
日常生活において通常必要とする費用	日常生活において通常必要とする費用、理髪、美容、写真代及び自動販売機の飲み物代などの実費

(5) (1)及び(2)、(3)の利用料金は1か月ごとにまとめて請求いたしますので、次の方法によりお支払い願います。

○サービス利用月の翌月末日に、指定された口座より振替又は口座振込みでお願いします。

※上記の(1)利用者負担金及び(2)加算は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の利用料も自動的に改定されます。又(3)食費及び宿泊費を改定することがあります。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。